

2024年4月1日改訂

定 款

スズキ株式会社

スズキ株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、スズキ株式会社と称し、英文では、
SUZUKI MOTOR CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の品目及びその部分品並びに関連する資材・用品の製造、
売買、賃貸借及び修理
 - (1) 自動車、自転車、船舶、航空機、産業車両、その他の輸送
用機械器具並びに発動機及びこれに関係ある諸機器
 - (2) 工作機械、プレス機械、鋳鍛造機械、組立機械設備、繊維
機械、発電機、事務用機械器具、電子機械器具、通信機械
器具、超音波機械器具、冷暖房機械器具、計測機械器具、
型治工具、その他の一般機械器具、電気機械器具、精密機
械器具並びに医療・福祉機械器具
 - (3) 強化プラスチック製品並びに鋳造用材料、セラミックス、
合成樹脂、ゴム、その他工業用素材品及び鋳造品、鍛造品、
その他の成形加工品
 - (4) 建築資材及び住宅関連機器
2. 建設工事の設計、施工及び請負並びに一般鉄工業
3. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理並びに土地開発・造成
等の企画、設計、監理、施工及び請負並びに造園業及び林業
4. 衣料品、日用品雑貨、飲食料品、酒類、スポーツ用品、事務
用品、書籍、医薬品、石油製品、その他の物品の売買及び通
信販売業務
5. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、倉庫業、荷役業、梱
包業及び旅行業

6. 損害保険代理業、生命保険募集業、総合リース業、金融業及び有価証券の売買
7. 情報処理、情報通信、情報提供等情報サービス業及びソフトウェアの開発、売買、賃貸借並びに通信業
8. 経営コンサルタント業、工業・商業デザイン企画設計製作業、機械設計業、翻訳業、通訳業、印刷業、出版業、広告宣伝業及び映画・ビデオ・スライド等制作業並びに放送事業
9. 労働者派遣業、介護業務、警備防災業、ビルメンテナンス業、清掃業、廃棄物の処理・再生利用及びその再生品の売買並びに電気供給事業
10. 駐車場、展示場、写真スタジオ、飛行場、教育、医療・総合老人福祉、スポーツ・レジャー・マリナー、飲食、宿泊及び売店等の施設の経営
11. バイオテクノロジー等を利用した農畜水産物、医薬品、食品・飼料の添加物、土壌・水質浄化に関する酵素・菌等の生産及び売買
12. 前各号に掲げた事業に関するコンサルティング、調査、研究、技術開発、技術指導並びに発明・考案・意匠・ノウハウ等の開発、供与及び売買
13. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60億株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

② 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会が定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある毎にこれを招集する。

(開催場所)

第13条 当社は、本店の所在する市又は隣接地で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。但し、取締役社長に欠員又は支障があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。但し、取締役社長に欠員又は支障があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 各株主総会において、議決権を有する株主は、その株主総会において議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会でこれを選任する。

- ② 取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長その他取締役会が必要と認める役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

- ② 取締役会に関する事項の細目は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会が定めるところによる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。但し、当該取締役に支障があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに、各取締役及び各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会でこれを選任する。

- ② 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定めにかかわらず、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに、各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項の細目は、法令及び定款に定めるもののほか、監査役会が定めるところによる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

(転換社債の転換の時期)

第41条 転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の期末配当金又は中間配当金は、その転換請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして、これを支払う。